

2001年3月21日

#### 頂いたご意見

1 多少、煩雑、重複のおもむきあり。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

文章が十分練れたものになっていないというご批判は甘受いたします。本委員会としては、倫理規定とは未来永劫不変なものでなく時代に応じて見直していくべきものであり、これからは改訂の作業を続けていくものと考えており、学会に倫理規定のフォローをする機関を設置するよう働きかける予定です。その作業を実施しながら重複点などは整理していきたいと存じます。

#### 頂いたご意見

2 「憲章」-8、「榮譽」を高めるは、馴染みにくい。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

現在は原子力関係の従事者は仕事に対する誇りを持ちにくい状況に置かれているように感じます。しかし会員が公衆に対する義務を果たすには、単なる義務感だけでなく仕事についての誇りが必要だと考えます。誇りを持って仕事に従事することはある意味では倫理を高める究極の目標ともいえるものです。他の条文と違ってやや具体性に欠けることは否定しませんが、残すことをお認め頂ければ幸いです。

#### 頂いたご意見

3 「行動方針」-1-2、「核兵器の研究、開発、製造、取得、利用に一切参加してはならない」。では新知識の枯渇を生じる怖れが無いのか？ 会員を脱退すれば良いのか？

（日本物理学会の総会決議三「内外を問わず、一切の軍隊からの援助、協力関係を持たない」は現在、必ずしも好評では無い

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

基礎研究の場合、核兵器と平和利用との間の線引きが難しいことは事実です。その線引きまでは倫理規定に盛り込めませんので、会員自身で行う必要があります。この条文は、核兵器開発に明らかにつながる仕事には従事しないことを要求するものです。それによって新知識の枯渇を生じる怖れはないと考えます。なお、我が国において核兵器開発に明らかにつながる仕事に従事することは、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限りこれを行う」とする原子力基本法にも違反します。

また、外国人は原子力基本法を守る必要はありませんが、日本原子力学会に入会するならば本倫理規定を遵守する義務を生じます。核兵器保有国において核兵器開発に携わっている外国人は、自らの尊厳と名誉に基づきそれをやめない限り入会できません。これはたとえ新知識の枯渇につながろうとも会員は平和利用に徹する決意の表明です。将来、万一原子力基本法が改悪され、我が国が法的には核兵器開発を認めるような事態に陥ろうとも、会員は平和利用に徹することを要求しているのが本条文であり、重い規定であることを会員は理解しなければならないと思います。

#### 頂いたご意見

4 「守秘義務と情報の公開」 - 5 - 3. と「非公開情報の取り扱い」 - 5 - 4. とは相互に矛盾しないか？ 「会員（個人）」はいかに振る舞えば良いのか？ 公開する必要は無いのか？

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

5 - 3. は公衆の信頼、安心を失わないため必要な情報は公開しなければならないという原則を述べたものであり、5 - 4. はその原則の例外を述べたもので、矛盾はありません。なお、個々の会員がいかに振る舞えば良いのかは状況ごとに異なり、最良の解が一つに定まるというものではありません。倫理規定はその際の道しるべを与えるに過ぎません。現実には5 - 3. と相反してくるのは5 - 4. よりむしろ憲章第7条の規定だと思われます。「誠実な被雇用者として振る舞い」、「組織を害するような情報を公開するな」と圧力が掛かる状況が想定されます。そのようなときでも「公衆の信頼感・安心感を失わないために必要な情報である場合には公開せよ」と言っているのが5 - 3. です。

#### 頂いたご意見

5 これで1997年3月の動燃アスファルト固化施設の火災爆発事故は防げるのか？

聞くとところによると当時、試験的要素を含む作業にかかわらず、責任者を含む所員はゴルフコンペに他出していた。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

倫理規定さえできれば事故が減るとは考えておりません。またゴルフコンペも休暇をとって参加するのであれば倫理的に非難されるものではないと思います。しかし休暇をとるという権利ですら、それが公衆の安全を脅かす結果につながるものなら、その行使は倫理的に問題となる場合も生じ得るのです。倫理的問題が発生する前に適切な判断ができる能力を身に付けるべく、専門家は倫理の問題について考える習慣をつけるべきだと考えます。

#### 頂いたご意見

6 国際的、対外的問題は特に考える必要は無いのか？

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

特に問題が生じるとは考えておりません。もし具体的ご懸念がございましたらご教示くださると幸いです。

#### 頂いたご意見

7 原発関係者で重役、所長、部長、などの役職者、その他、原子力学会に入っていない人々、が可成り多数いる事を念頭において欲しい。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解

行動指針の最初に「本倫理規定は会員の専門活動について定めたものであるが、非会員が生じさせる原子力分野のトラブルに対しても会員は一定の責任を有することを自覚しなければならない。すなわち会員は原子力の分野において指導的役割を果たすことで、非会員も含めて原子力関係者の倫理を向上させ、もってトラブルを防止するよう努めなければならない

らない。」と書いた理由はこれを念頭においたことです。

また、本規定は正会員のみならず、賛助会員等にも適用されるものであることを原子力関係機関の管理者は意識する必要があります。